

適用解除要件一覧

下記いずれかに該当した場合、減額の適用要件を満たさなくなったときに遡及して減額適用を解除します。解除に伴い、軽減額の精算が発生した場合は、別途 精算を行います。

1. 申請書類に記載した事項が事実と異なり、減額の適用要件を欠く場合（同意事項(6)）
 - ※ 地下水施設の撤去・封鎖（水道水への転換）が、地下水施設の修理・更新のためだった場合などは、適用要件に反するため本項目に該当します。
2. 本減額制度以外の水道料金減免制度が適用された場合（同意事項(5)）
3. 水道料金減額対象資格喪失届（様式8）が提出された場合（要領第9条、同意事項(6)）
4. 新たな地下水施設を作って使用する場合（要領第9条第1号）
 - ➔ 水道料金減額対象資格喪失届（様式8）を提出してください。
5. 封鎖した地下水施設を使用する場合（要領第9条第2号）
 - ➔ 水道料金減額対象資格喪失届（様式8）を提出してください。
6. 水道水への転換をやめる場合（要領第9条第3号）
 - ➔ 水道料金減額対象資格喪失届（様式8）を提出してください。
7. 代表者等の変更があり、当該変更後の所有者等から、減額適用に係る地位を承継しない旨の申し出があった場合（同意事項(7)）
8. 毎月報告する地下水利用量が虚偽であることが明らかになった場合（同意事項(3)）
9. 水道使用比率が基準水量比率以下となった場合（同意事項(8)）
（ただし、水道供給が原因である場合等、特別な事由がある場合は除く）
10. 年度当初から年度末までの1年間、継続して減額とならなかった場合（同意事項(9)）
（ただし、減額を適用した年度については除く）

なお、解除要件2の場合を除き、適用解除通知日から1年間は再申請ができません。再申請にあたっては、当初の減額適用と同様の手続きが必要となります。